

幼児に「児童の権利に関する条約」の理解を促す絵本の作成

—保育学生の言葉と表現を高める教材の検討—

Composition of a Picture Book for Children to Understand Convention on the Rights of the Child

—Some Consideration of Teaching Materials to Develop Kindergarten Department Students' Words and Expressions—

岡本 弘子*

Hiroko Okamoto

〈Summary〉

The purpose of this research is to search for some methods for kindergarten department students to develop their quality and specialization.

In this attempt, Kindergarten department students have been encouraged for children to understand Convention on the Rights of the Child and deepened their consideration of how pictures and verbal expressions convey the meaning to children.

As a result, the practice of each student thinking of the theme, "How should we consider what expressions will encourage children to know the convention" and sharing the common concept with their friends seems to increase students' verbal expressions and their expressive power and deepen the knowledge of the Convention on the Right of the Child.

〈Keywords〉 Convention on the Rights of the Child, A picture book,
Expressive power

I. 研究の背景

1. 学生の言語表現や表現力について

幼児は、日々の生活の中で様々なことに出会い、その体験を基に言葉が豊かになっていく。その育ちは、保育者等の肯定的・共感的な受け止めに支えられ促されるものである。

* 近畿大学九州短期大学講師

そのため、保育者自身に「コミュニケーション・スキル」が身についている必要がある。日本国政府（以下、政府）は、各大学各専攻分野を通じて培う「学士力」を提示しており、その中にも「コミュニケーション・スキル」が含まれている。一方、筆者が接してきた学生の中には、語彙が乏しく、自分の意見を相手に分かるように表現することが苦手な者が多い。それにより、授業や生活の中でディベートができないことや、学生同士の些細なことを原因とする喧嘩にもつながっている。保育現場でも、新任保育者の「コミュニケーション・スキル」の低さが課題の一つになっている。前述したように、保育者の幼児との関係における言語表現や表現力の育成は、幼児の言葉や表現の発達を促進・支援する視点からも不可欠なので、保育者になる前に学生自身がこれらの課題に気付き力を育成できるような体験が必要と考える。

2. 児童の権利に関する条約について

第1次第2次大戦により、数多くの子どもが戦争の犠牲になってしまった。そのような状況に対し、1948年の第3回国連総会において、「世界人権宣言」が採択された。その後、様々な人権文書が採択される中で、「児童の権利に関する条約」（以下、条約）は10年かけて作られ、1989年の第44回国連総会において採択、1990年に発効された。条約の目的は、18歳未満の全ての子どもの保護と基本的人権の尊重、最善の利益である。日本は、1994年に条約を批准・発効した。その後、2つの選択議定書も批准し、条約に関する様々な取り組みを行ってきた。しかし、国連児童の権利委員会からは、多項目にわたる勧告を出されている。その一つには、条約が社会に浸透していないことがある。学校のカリキュラムに条約そのものを取り上げていない等、条約の具現化が不十分なのである。たしかに日本では、開発途上国の子どもを取り巻くような問題は想像しにくい。しかし、OECD加盟国の中でも日本の子どもの幸福感は低く、貧困率は高いとされている。また、報道をみると、子どもの事件が絶えることはなく、その被害にあった子どもは人としての尊厳が無視されている。このようなことから、日本でも子ども自身がその権利を知ることは必要と考える。

条約を国内法秩序に編入する方法には、受容方式と変型方式がある。日本は、日本国憲法第98条の2を根拠とし、受容方式をとっている。そのため、日本では、条約の内容が、個人相互間あるいは個人と国家機関との間で、直ちに義務付けられることはない。しかしながら、条約の内容は、日本で厳守すべき「児童福祉法、教育基本法、保育所保育指針」等にも含まれているのである。例えば、保育所保育指針には「子どもの最善の利益」という言葉は2回、「人権」は3回、「子どもの利益」は1回明記¹⁾されている。法律や条約は言い回しが難しく、大人でも専門家が解説したものでなければ理解しにくい部分がある。保育者の中には、権利や主権という言葉に馴染みにくさを感じ、「この条約の内容を知らない」と述べる者もいる。しかし、実際には、保育者は日々幼児にとって何が一番良いの

かを考え、幼児が自分のことを「かけがえのない大切な存在」と感じられるように支援している。このような保育者の働きこそが、条約の理念に一致したものなのである。前述したように、幼児期から子ども自身が条約を知ることは必要なことであり、そのためにも保育学生が条約を学ぶことは大変重要なことと考える。

本稿では、2012年にOMEP日本委員会のプロジェクト^②で作られた絵本「子どもたちの世界を豊かに 一子どもの権利条約はすべての子どもたちのためのものですー」(以下、絵本)を用いる。この絵本の作者は、保育学生10人である。一冊で一つのストーリーが展開するという形式ではなく、一人が1条約を見開き1頁に描いている。絵本のあとがきには「在学中の作品として不十分さは残りましたが、作画活動を通して学生達が権利条約の内容に関わる問題に気づき、自覚的に表現していることを評価してほしい」とある。同プロジェクトでは、2011年と2016年に、保育学生に対し絵本を用いた読み聞かせをしており、その際感想^③を得ている。この感想の中には、「今まで条約を読んでも字面だけできっぱり見てこなかったが、この絵本を見ながら聞いていたら、そういうことだったのかと腑に落ちた」等、肯定的な意見が多い。一方、絵本のあとがきに「不十分さが残る」と書いてあるように「父母が揃っていることが当然のようだ、守られる存在としての理解が子ども自身が立ち向かう存在としての理解を凌いでいる」「イメージが固定化されて自由な発想がしづらくなる、絵本の言葉は囁み碎き過ぎで条文の内容が分かりにくい」等、否定的な意見もあった。2016年に保育者養成校5校で行った調査では、約6.4%と少數はあるが、全校の学生が絵本の課題について述べている。

II. 研究の目的と方法

本稿の対象者は、保育者養成校に在籍する1年生33人（以下、学生）である。学生は保育について学び始めたばかりの段階であり、本実践直後にプレ実習に参加している。

本稿では、学生が、幼児に条約の内容について理解を促すには、どのような絵と文であれば伝わるのかを考え、友達とその考え方や、自分が条約について書いた作品を共有する実践を通して、学生の資質や専門性を高めるための方策を探る。

本稿の主な流れは、次のようである。筆者は、本実践前に学生に対し「条約について聞いたことがあるか」と質問をした。その結果、中学校や高等学校で条約の名前を聞いたことがある者は33人中3人（約1%）であり、多くの学生は聞いたことがないという状況であった。それを受けて、条約について学ぶ授業を3回行った。初回の授業では「条約の内容、歴史、日本に対する国連からの勧告、保育所保育指針の中の子どもの権利」等について簡単に説明をした。また、学生の条約への理解を促すため、絵本^④を用いて読み聞かせも行った。その時、絵本の内容では、条文の内容をイメージしにくいという意見があった。そこで2回目の授業は、学生がそれぞれ「絵本の絵と文では、条文の内容をイメージ

しにくい」と考える条文を選び、「どのような表現にしたら幼児にその条文の内容が伝わるのか」を考え、1つの条文を1枚の紙に表現することにした。3回目の授業では、全員で全作品を「幼児は自分達の作品を見て、条約の内容をイメージできるだろうか」という視点で見て考えた。

なお、「子どもが絵本と学生の作品を見た時に、条約の内容をイメージできるか」を把握するため、幼児ではないが、6才児（小学校1年生）4人に、絵本の絵と学生が描いた絵を見てもらうこととした。

III. 研究結果と考察

1. 絵本「子どもたちの世界を豊かに」を見た学生の感想

初回の授業で絵本を読み聞かせた後、学生は次のような感想を述べた。その感想を「絵本の表現で条文の内容がイメージできるか」という視点で見ると、肯定的な意見と否定的な意見が確認された。肯定的な意見としては「人の心に残るには、それなりの文章構成力、書く力、表現力がないと難しいと思う。しかし、この絵本は、絵や文章が素晴らしいわけではないのに、人の心に残るものがある。それは技術ではなく、作者に伝えたいという強い思いがあるからではないだろうか」「一つ一つの文章はとても短いが、内容が濃い。」「難しい内容であるにも関わらず、分かりやすい言葉や表現で、視覚にも訴えてくる。この技術は、私達が幼児に物事を伝える時に必要なことである」等である。否定的な意見としては「抽象的過ぎて、補足しないと伝わりにくい表現がある。また、『幸福』や『差別』等、単語の説明をしてから読まないと分からぬ言葉がある」「両親は仲が良く、両親に叩かれたことがない幼児は『わたしをたたかないで！おとうさんおかあさんは、なかよくしてよ』を見た時、どう思うのだろうか。逆に、虐待されている幼児がいたら、どのように話を進めればいいのだろうか」等である。また「幼児に見せるなら、見開き1ページで1条の内容が完結するのではなく、主人公を一人に決めて、全ての条文の内容を一つのストーリーが展開するように表したらよいと思う」という意見もあった。

2. 絵本「子どもたちの世界を豊かに」の表現に関する学生と子どもの考え方

絵本の内容では条文の内容をイメージしにくいという意見があったことを、他の学生に伝えると、他の学生からも同様の意見が出された。それをうけて、学生はそれぞれ幼児に条約の内容を伝えることを念頭におきながら、「絵本の絵と文では、幼児は条文の内容をイメージしにくい」と考える条文を選んだ。その結果、10の条文のうち、第9条、第28条、第31条を除く7の条文について、イメージしにくいとする意見があった。第2条と第12条は、分かりにくいと考える学生が多かった。その結果を、表1に記す。

【研究論文】幼児に「児童の権利に関する条約」の理解を促す絵本の作成

表1：絵本「子どもたちの世界を豊かに」の表現では条文の内容をイメージしにくいとした学生の割合

条文	条文の見出し	絵本の条文をイメージした言葉	条文の内容をイメージしにくくと考える学生(%)
第2条	差別の禁止	ぼくはまだ小さいから大きくなるその日までまもってれますか？	35.3
第3条	子どもの最善の利益	子どもはすべての人からあたたかくもらられる子どもはこころもからだもこうふくにみたされる	14.7
第7条	名前・国籍を得る権利	おとなは「くに」をつくって子どもをまもります「くに」からなかまはずれにされた子どもたちはさみしくてかわいそうです	5.9
第9条	親からの分離禁止	あかちゃんはみんなにあたたかくみまもられてうまれてくるあかちゃんはかぞくのあいじょうにつつまれてそだつ	0
第12条	意見表明権	きいてきいてもうちょっとぼくのきもちきかせてきかせてきみのこえ	23.5
第19条	虐待・放任からの保護	わたしをたたかないで！おとうさんおかあさんはなによくしてよ	8.8
第24条	健康・医療への権利	みんなあつたかくまもられるんだよびょうきになったらおいしゃさんにいってげんきにしてもらおうね	2.9
第28条	教育への権利	やりたいことをやってみる力をそだてよう	0
第31条	休息・余暇・遊び、文化的・芸術的生活への権利	みんなでたのしくあそぼういろんなぶんかをしろう！いろいろなぎょうじをしろう！	0
第42条	条約広報義務	からだはちいさくてもちゃんとおしえてくれればぼくわかるよ	8.8



図1：絵本の第2条の絵

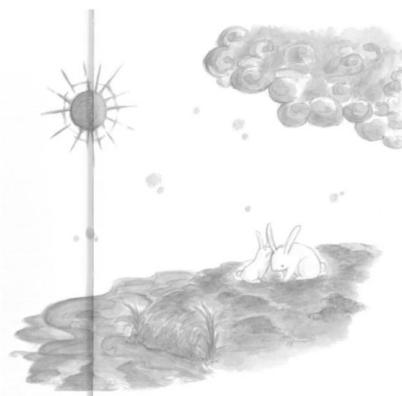


図2：絵本の第12条の絵

学生が、第2条について「絵本の表現では、条約の内容をイメージしにくい」とした理由には「文が抽象的で、元の条文の内容が伝わってこない」「絵も文も差別の禁止に触れていない」等がある。第12条の理由には「絵だけでみると動物が遊んでいるように見える」「簡潔過ぎて条文の内容が分かりにくい」「文も絵もいいのに一緒に見ると分かりにくい」等がある。

絵本は、条約の原文を見ることに比べると誰もが興味をもちやすいものであり、大人が条約の内容を知る際にも役立つと考える。一方、学生は「絵本=子どもが見る物」というイメージをもっていた。子どもの権利なので、子ども自身が「私にはこういう権利がある」ということを知り「権利を適切に行使するとはどういうことか」を考えることは重要である。また、絵本であれば、幼児が自ら手に取って見ることも想像される。そこで、小学校1年生に「絵の説明はしない」「文は見せない」という形で絵本を見せた。「何が書いてある絵と思うか」という質問をしたところ、例えば、第2条は「男の子がいる、寂しそう」、第12条では「聞いて」「仲良し」の発言を確認した。少し文字が見えると、その文字をたよりに応えている様子も見られた。これらのことから、絵だけでは子どもが見て分かりにくいものもあると考える。

3. 学生が考えた条文の絵と文

2回目の授業の話し合いの中で「幼児に、条約の内容を伝えられるような作品を考えてみよう」ということになった。そこで、学生はそれぞれ、絵本の表現では条約の内容をイメージしにくいと考える条文を選び、自分ならどのように表現するかを考え作成した。

3回目の授業は、この学生の作品を用い、全員で「どのような絵や文にしたら、幼児は条約の内容をイメージできるだろうか」という視点で考え合った。全作品を教員が黒板に貼り、作者や絵の説明は一切しない形で進めた。「絵本では条文の内容をイメージしにくい」という意見が多い第2条 35.3%と第12条 23.5%について、「友達の絵では条文の内容をイメージしにくい」とした学生の割合は、第2条約 48.9%、第12条約 52.0%であった。他の条約についても、絵本より自分達の作品の方が条約の内容をイメージしにくいとする学生の割合が高かった。

学生に、作成中に考えたことやしたことについて質問をしたところ「キャラクターの特徴、登場人物同士の関係、場所、ストーリーも考えた」「最初に、幼児はどんな絵が好きかを考えた」「作成の途中で、小学校4年生の妹に見てもらった。妹に内容が伝わったから、色を塗った。でも、自分が5歳の時には条約なんて知らなかったから、いまだに幼児に伝わるか不安」「聞くって何だろう、言うって何だろうと考えたが、それにあう絵を考えることは難しかった」「世界にはどんな人がいるのか、詳しくは分からないので調べた」「絵本を見た幼児に、こういう気持ちになってほしいと思いながら作った」「学生が作った絵本なので、難しい言葉が並ぶ物より考えやすかった」等の意見を確認した。学生は、悩

みながらも絵と文を考え、一枚の紙の上で語ったのである。

学生は、友達の作品を見て学んだ後、次のような感想を述べている。「思ったままに書いたら、人には伝わらない。書くことにも技術が必要と分かった」「幼児に伝える言葉を考えるには、自分自身の言葉を知らないとだめだと思う」「具体的に自分で絵や文を考えてから、友達の作品を見たことで、誰もが分かるように表現することは難しいと分かった」「同じ絵を見ても意味が分かる人と分からない人がいる、子どもと大人では理解度は違うが、大人同士でも違うことを知った」「伝え方は、人によって様々である」「自分で作っただけでなく、友達の作品を見ながらどうしたらこの条約の内容が伝わるのかを考えているうちに、条約の文章を覚えた」「まだ幼児に自分の作品を見せていないので、一度見てほしい」「既存の絵本を、自分の力でもっと分かりやすいものにできるということを知った」等である。

小学校1年生に、絵本の時と同様に絵だけを見せ「何が書いてあると思うか」と質問をしたところ、第2条では「心をつなぐ」「大切」、第12条では「仲よく」「もうちょっと聞いて」「良い気持ちと悪い気持ちがある」「いろんな気持ちがある」等の発言があった。絵本と同様、条文の内容をイメージしにくいものもあると考える。

次に、学生が考えた「第2条と第12条の条文の内容を表した絵と文」の一部を記す。同条文の作品の中では「理解できる」という回答が多いものだが、読み手によって内容を理解できるか否かの理由は大きく異なっていた。

(1) 学生が考えた第2条（差別の禁止）の絵と文の例

① 第2条の絵の例1

(i) 他の学生が理解できるとした理由

- ・絵がシンプルで、全ての子どもが大人に包み込まれているという表現が分かりやすい。色合いもやわらかい。

(ii) 他の学生が理解できないとした理由

- ・家族の絵に見え、差別や不自由が分かりにくい。

② 第2条の絵の例2

(i) 他の学生が理解できるとした理由

- ・肌の色が違う子、怪我をしている子、元気な子がいて、皆が仲好さそうに見える。

- ・医者（大人）に守られていることが分かる。

(ii) 他の学生が理解できないとした理由

- ・絵だけでは、何を示しているのか分からない。



図3：学生の作品 第2条の絵の例1



図4：学生の作品 第2条の絵の例2

(3) 第2条の文例

- ・こどもはみんな おおきくなるまで だいじにまもられています
- ・みんな おなじにいきている だれかがこまっていたら まもってくれる おとなになるまで
- ・せかいのどこにいても おとこのこ でも おんなのこ でも みんな なかまだよ

(2) 学生が考えた第12条（意見表明権）の絵と文の例

① 第12条の絵の例1

(i) 他の学生が理解できるとした理由

- ・吹き出しやマークがあり、おしゃべりをしている感じが伝わってくる。意見を主張してよいことが、表されている。

(ii) 他の学生が理解できないとした理由

- ・絵が、ごちゃごちゃしている。記号だけなので、何を表しているのか分からぬ。



図5：学生の作品 第12条の絵の例1

② 第12条の絵の例2

(i) 他の学生が理解できるとした理由

- ・子どもが日頃体験している絵本の読み聞かせの絵なので、分かりやすい。

(ii) 他の学生が理解できないとした理由

- ・絵だけでは、条文の内容とつながらない。



図6：学生の作品 第12条の絵の例2

③ 第12条の絵の例3

(i) 他の学生が理解できるとした理由

- ・絵を見ただけで、意思を伝えていることや子どもが気持ちを伝えたそうにしていることが分かる。

(ii) 他の学生が理解できないとした理由

- ・絵だけでは、内容が伝わりにくい。



図7：学生の作品 第12条の絵の例3

④ 第12条の文例

- ・わたしのきもちをきいて もうちょっと そして わたしのきもちをうけとめて
- ・きいてほしいな このきもち しつてほしいな ぼくのおもい
- ・まま わたしのこえ とどいていますか わたしの きもち きいてほしい

IV. 研究の成果と今後の課題

本稿の目的は、学生の言葉や表現力を高めることと、条約についての理解を深めることである。学生は一つのテーマについて「どうしたら幼児に伝わるのか」を考え、表現し、さらにそれを友達と共有した。本稿の結果から、このような学生が能動的主体的に取り組む活動は、幼児との関係における言語表現や表現力を高める切っ掛けになると考える。また、条約の内容を表現する等、学生にとって難解と思われるテーマであったとしても、学生はそれに興味を抱き、知識を深める切っ掛けにもなると考える。しかしながら、本実践は、対象者が少なく、実践した期間は短く、幼児に対する実践もしていない。今後は、絵本を完成させ、幼児に対しその絵本を用いた実践も行っていきたい。そして、保育学生の資質や専門性を高める手立てについてさらに検討していきたい。

以下に、本稿の成果について述べる。

1. 学生が幼児に話す際の言葉や表現力の育成

本実践後の感想の中に「幼児への言葉の伝え方について学んだ」「どんな言葉を使ったら幼児が分かりやすいのか、さらに考えてみたい」「自分の言葉を知らないと、幼児に伝えることができないことを学んだ」という意見を確認した。また、実践後に行われたプレ実習の際「幼児には伝わらない言葉もあるので、話す内容や言葉をよく考えてから話した」と述べる者もいた。これらのことから、学生は、どのような言葉や表現ならば幼児に伝わるのかを考えると同時に、自分の言語について振り返ったと推察する。また、これらの学びが、保育現場で幼児に接する際の配慮にまで結びついたことから、このような能動的主体的な活動は学生の「コミュニケーション・スキル」の向上に役立つ可能性があると考える。

2. 学生の「児童の権利に関する条約」に関する理解

本実践後に「今回、条約について理解が深まったことは何か」と質問をしたところ、「差別をしてはいけないということ」「子どもは大人より小さく力はないが、権利を持っていること」「子どもは大事に育てられ、健やかに日々を送れるということ」「日本で条約が守られていないこと」「全ての子どもの条約なのに、大人の中には条約を知らない人がいること」「条約の内容と歴史」「保育に条約の内容が含まれていること」等の意見を確認した。

また「今後やってみたいことがあるか」と質問をしたところ「保育実践に、条約の内容をどうしたら生かせるのかを考えてみたい」「英語は苦手だけど、条約の原文を読み、全ての内容を理解したい」「日本と他国との取り組みの違い、世界中の子どもの状況、条約ができたことにより改善されたことと課題についての解決策を知りたい」「条約に関する歴史に目を向けたい」「他の条約の内容や課題について知りたい」「私が保護者に児童の権

利について伝えるから、保護者には子どもにとってよいことが何かを考えてもらいたい」「子育て中の人に、子どもを守るのは、子どもの身近にいる大人だけだから頑張ろうと伝えたい」「子どもが自分で物事を選択できる環境を皆でつくることの大切さと、それに皆の協力が必要だということを伝えたい」等の意見も確認した。これらのことから、絵本を作るという学生が能動的に取り組める活動は、条約の学びを深め、その学びは次の活動に対する意欲も生み出すと考える。

3. 絵本（教材）作りをする際の視点の育成

本実践により、学生は、自分が表現していることが伝わる場合と伝わらない場合とがあることを知った。それを切っ掛けに、自ら絵と文を修正した者もいる。その学生は「保護者の中には、条約の文章では読む気にはならない人もいると思う。手軽に読める絵本なら、内容も入ってきやすいし理解しやすいから、作りあげたい」「幼児に、守られる権利があるということを分かりやすく伝えたいので、絵本を完成させたい」と述べている。

学生のことを知らない人が、本実践で作られた絵や文を見たならば、条文の内容が十分には伝わらないであろう。しかしながら、幼児に伝えたいという意欲のある学生が自分の絵を用いて、自分の言葉で語りながら見せたならば、その作品が伝えたいことや魅力が引き出され、幼児にも条文の内容が伝わる教材になると考える。

絵本の読み聞かせをした段階では、絵本を子どもが見るものと捉えていた学生が、絵本は大人も見るものと捉えるようになったことや、教材をより適した物に作り上げようとすることは、保育に必要な教材研究にもつながる大事な視点であり、本実践によりそれが芽生えたと考える。

注・引用文献

- 1) 厚生労働省『保育所保育指針 平成29年告示』フレーベル館、2017年
- 2) 本稿で用いた絵本は、OMEP日本委員会子どもの人権と平和プロジェクト絵本製作グループが、40周年記念事業の一つとして作成した物である。「児童の権利に関する条約」には、54の条文がある。その中から、日本における課題性及び重要性の視点から10の条文10項目を選択し作成されている。
- 3) OMEP日本委員会絵本製作グループ編『子どもたちの世界を豊かに 一子どもの権利条約はすべての子どもたちのためのものですー』、2012年参照、及び、OMEP日本委員会子どもの権利・平和のプロジェクト委員『子どもの権利・平和のプロジェクト 2016年度報告・2017年度計画』、2017年参照
- 4) OMEP日本委員会絵本製作グループ編『子どもたちの世界を豊かに 一子どもの権利条約はすべての子どもたちのためのものですー』、2012年